

ロシアを原産地とするダイヤモンド（輸入公表三の七の(10)に掲げるものに限る。）の輸入に関する確認について

輸入注意事項2024第7号（令和6年4月10日）

上記貨物を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。

記

1. 提出書類

- (1) 輸入公表三の七の(10)に掲げるダイヤモンドの輸入に関する確認申請書（別紙様式）
1 通
- (2) ダイヤモンド取引における責任者や社内管理体制等を示す書類 1 通
- (3) ダイヤモンドの輸入元事業者の選定や調達に関する基準あるいは方針を示す書類 1 通
- (4) 輸入を予定する貨物（本件確認申請後に輸入を予定する1件のみ）の詳細が確認できる書類（契約書やインボイス等） 1 通

※必要に応じ上記以外の書類の提出を求める場合は、これを提出することとする。

2. 提出先

経済産業省製造産業局生活製品課

3. 確認の要件

申請者が行う確認の対象となる貨物の輸入が、以下の全てに合致するときに確認を行い、申請者に対し確認書を交付する。

- (1) 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することの妨げにならないと認められるとき。
- (2) 条約等の我が国の国際約束に背馳しないとき。

ただし、申請者が外国為替及び外国貿易法第53条第1項から第3項のいずれかに基づく処分の対象となっているときは、確認を行わない。

4. 確認書の有効期限

確認の日から起算して2年を超えない範囲内において確認書に定める日とする。ただし、6. に基づく変更の申請である場合には、変更前の確認書の有効期限までの範囲において確認書に定める日とする。

5. 確認書の条件

- (1) 確認書をもって貨物の輸入を行う際、関税率表第7102.10号及び第7102.31号に掲げるダイヤモンド（その容器または包装が開いていないものであって、その容器または包装に開かれた跡がないものに限る。）を輸入する場合は、確認書を税関に提示する他、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書を税関に提出すること。
- (2) 交付された確認書は、その交付後に、経済産業省から通知があったとき又は法令若しくは本輸入注意事項の改正に伴い確認の対象となる内容に変更が生じたときは、確認書の有効期限にかかわらずその確認の効力を失う。
- (3) 輸入者が、法令若しくは本確認の条件に違反したとき、上記3の要件を満たさなくなったときは、確認を取り消すことがある。
- (4) 上記1. 以外の書類の提出、立入検査及び報告の徴収の求めがあった場合は、対応すること。

6. 確認書の内容変更に係る手続き

確認書の交付を受けた者は、交付後に以下に示す事項に変更が生じた場合は、新たに事前確認の申請を行い、経済産業大臣の確認を受けなければならない。変更を事由とした事前確認の申請にあたっては、事前確認申請書（別紙様式）（1通）の他、現確認書及び変更を要することを証する書類の写し（1通）を提出すること。

なお、新たな事前確認を受けるときは、現確認書を返還するものとする。

- (1) 名称又は住所
- (2) 上記1.(2) 及び(3) について、基準あるいは方針、社内体制等に変更があった場合（定期的な人事異動等を除く）

7. その他

- (1) 確認書の交付を受けた者は、交付された確認書（失効又は取消された場合を除く。）を有効期限内において回数の制限なく使用することができる。
- (2) 確認書の交付を受けた者が輸入申告を行う際、確認書の写しを税関に提出することにより、確認書原本の提出に代えることができる。
- (3) 確認書の交付を受けて当該貨物を輸入した者は、当該貨物の輸入に関する文書、図画又は電磁的記録を5年間保存すること。

〔別紙様式〕

輸入公表三の 7 の(10)に掲げるダイヤモンドの輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者

氏 名 又 は 名 称
及び代表者の氏名

(法人の場合) 法人番号

住 所

電 話 番 号

申 請 年 月 日

※確認番号

※確認年月日

※有効期限

私／当社は、ダイヤモンドの輸入に関して以下を宣誓し、その内容に従って輸入するダイヤモンドについては、輸入公表三の 7 の (10) に掲げるダイヤモンドの輸入に該当することについての確認を申請します。

また、確認にあたり以下の内容を証明するための書類及び関係資料を管理・保管し、貴省において必要と判断した場合に、その求めに応じて提供し、内容について説明を行うことについて同意します。

(宣誓事項)

1. 法令を遵守し、適正なダイヤモンドの取引を行うため、管理における責任者を明確にし、自主的・組織的に取り組む体制を構築するとともに、ダイヤモンドの輸入元事業者（以下、「取引の相手方」という。）の選定や調達に関する基準あるいは方針を策定すること。
2. 取引の相手方に対して、その取引により輸入するダイヤモンドについて、輸入公表三の 7 の (10) に掲げるダイヤモンドに該当するか否かの判断及びその内容を、事実関係とともに証するために必要な情報を含む資料の整備を促すこと。
3. 輸入公表三の 7 の (10) に掲げるダイヤモンドを輸入する際は、その輸入の都度、輸入するダイヤモンドの一個（粒）ごとのカラット数が輸入公表三の 7 の (10) に規定する数値（以下、「閾値」という。）未満であること又は輸入するダイヤモンドの中に閾値以上のものが含まれないことのいずれかが確認できるよう、インボイス等の輸入関係書類上の記載において明らかにすること。
4. 本事前確認の実施に基づく、輸入公表三の 7 の (10) に掲げるダイヤモンドの輸入については、台帳等において一括管理を行うこと。
5. ダイヤモンドを輸入する際にかかる法令の手続きにおいて必要となる事項を適切な手段で確認し、その証票となる書面等の整備を行うこと。

(経済産業省確認欄)

□上記のとおり確認する。

□確認するに至らなかった。

経済産業大臣の記名押印

資 格

記名押印